

## 動物愛護センターにおけるかわさき犬・猫愛護ボランティアとの連携協働について

## 1 かわさき犬・猫愛護ボランティアについて

## (1) かわさき犬・猫愛護ボランティアとは

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例第18条に規定している、市が推進する適正飼養及び動物愛護精神の普及啓発について協力をいただくボランティアのことで、川崎市民から募っており、現在108名が登録されています。

## (2) かわさき犬・猫愛護ボランティア設置要綱について

別紙の通り

## (3) かわさき犬・猫愛護ボランティアの活動内容について

かわさき犬・猫愛護ボランティアは次に掲げる活動を自主的に行うこととします（要綱第6条より抜粋）。

ア 犬、猫等の適正飼養及び動物愛護思想の普及啓発

イ 犬、猫等の譲り渡し制度への協力

ウ 動物愛護センターの業務支援・運営協力

エ 災害時における、川崎市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に係る協力

オ その他川崎市における人と動物が共生する社会の実現に寄与する活動

## 2 動物愛護センター再編整備について

## (1) 動物愛護センター再編整備の目的等

動物愛護センターは、動物の適正管理と、動物愛護の普及啓発を図り、人と動物の共生する社会の実現を目指し、多様な主体と連携し具体的な取り組みの実践を目的としています。取り扱うのは、主に犬や猫などの家庭動物であり、動物の飼い主、飼養希望者、ボランティア、動物愛護団体、児童、生徒、大学生、動物病院、動物取扱業者等のほか、多くの市民が利用する施設を目指します。

## (2) 動物愛護センターの基本的なコンセプト

人と動物の共生する社会の実現を図るための中核施設として、動物愛護センターは、「いのちを学ぶ場」、「いのちをつなぐ場」、「いのちを守る場」としての役割を担い、下記の4つの機能を果たすため、多様な主体と連携・協働しながら具体的な取組を実践する拠点とし、『動物を通じて、誰もが集い、憩い、学べる交流施設』として整備を行います。

- ア 動物に係る情報発信の拠点
- イ 動物の適正飼養の拠点
- ウ 動物由来感染症対策の拠点
- エ 災害時対応の拠点

### (3) 動物愛護センターの事業実施のあり方とボランティアとの協働

動物愛護センターの事業の実施には、多様な主体と連携・協働しながら、具体的な取り組みを実践することが必要となりますが、多様な主体とは具体的にボランティア、動物愛護団体、獣医師会、動物病院、動物関連企業等を指し、動物愛護センターが情報交換や活動支援を実施するプラットフォームの役割を担います。

特にかわさき犬・猫愛護ボランティアには、地域のボランティアが地域の実情にあわせて活動を実施できるよう、ボランティアのリーダー的存在を担っていただくとともに、定期的な情報交換会、研修会等の実施にも携わっていただくことが必要です。

### 3 ボランティア協働の内容について

ボランティア等の活動支援に関して、外部有識者会議の「動物愛護センター懇談会報告書（平成25年3月）」において、市の特定の業務をボランティアに補完してもらう場合、その業務の性質に応じて、一定の資質、知識、技能を備えた人に限定されることになり、その際には依頼内容の明確化並びにボランティア自体の絶対数の増加と緩やかな組織化が必要だと提言されています。

【参考：動物愛護センター懇談会報告書（平成25年3月）から抜粋】

#### Ⅲ. 今後の動物行政の方向性と動物愛護センターの役割

##### (1) 動物愛護の普及啓発の推進

##### イ ボランティア等の活動支援

動物愛護の普及啓発の推進の方法として、今後力を入れてゆくべきことのひとつは、動物愛護に関わるボランティア等の活動支援である。川崎市は「かわさき犬・ねこ愛護ボランティア」「動物愛護センターボランティア」の人たちと、動物行政主管部局や動物愛護センターが、かなり良好な協力関係を築いてきていると評価できる。これは川崎市にとって貴重な財産である。

動物愛護問題については市民と行政はしばしば緊張関係に立つ。そのような中で、川崎市では、両者が批判する側とされる側という一方通行の関係に尽きるのではなく、動物愛護行政の改良のために両者が意見を述べ合い協力し合える日常的な場や環境があるということは、幸いなことであり、今後も引き続きボランティア活動を積極的に支援し、関係部局や新センターと市民の間により強固な信頼・協力関係を築いてゆくべきである。

将来の川崎市の動物愛護行政とボランティアとの関わり方については、その関わり方の強

さにより3層構造の同心円をイメージできる（次頁の図参照）。

まず中心層は、市の特定の業務をボランティアに補完してもらうという密接な関係のある領域を示す。ここに関与するボランティアは、その業務の性質に応じて、一定の資質・知識・技能を備えた人に限定されることになるだろう。

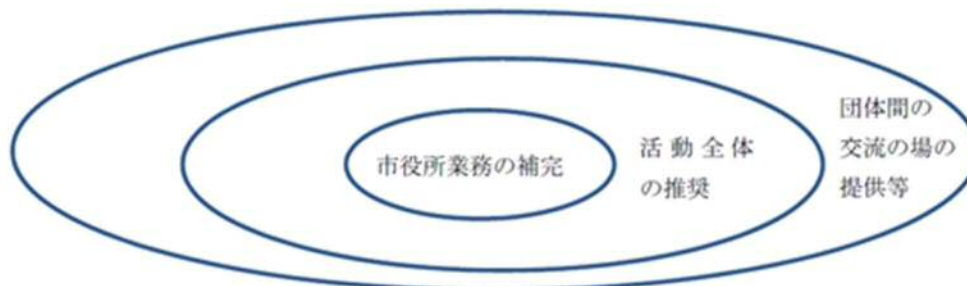
それを取り囲む中間層では、市とボランティアの関わりはやや緩いものとなる。特定の業務の補完といった具体的なつながりがなくても、行政が、ボランティアの活動全体を推奨することで、ボランティアとなりうる人材を応援し、育てていくという関係である。

いちばん外側の外縁層は、ボランティア活動を行う諸団体や個人に、センターが日常的な交流を行える場（空間と機会）を提供するという関係を示す。ここでは行政はボランティア同士の交流を、その場を提供するという間接的な方法で側面から支えるだけである。

中心層でボランティアに行政の仕事を補完してもらう際には、依頼内容の明確化ならびにボランティア自体の絶対数の増加と緩やかな組織化（ただし高度な組織化はボランティアの本質に反するので連絡体制の整備程度）が必要であり、かつ個々のボランティアについては一定程度のトレーニングも必要である。また、とくに中心層にあっては、ボランティアと行政職員との意見交換の場を設け、現場ならではの感覚を施策に反映させていくことを検討するのも、相互の協働意識を芽生えさせ、ボランティアのモチベーションを維持するために必要であろう。

一方、行政の仕事に直接関係があるなしに関わらず、いろいろな動物愛護に関わる民間活動が行いやすいような基盤や制度を整えるのも、広い意味で動物愛護センターの仕事としてよい。中間層・外縁層の具体的な活動支援の具体例としては、①ボランティアの育成のための研修プログラムやそのための教材を開発すること、②ボランティア自らが開催するセミナー等を支援すること、③動物愛護センターの一部分にボランティアが休日夜間を問わずいつでも利用できる部屋（ないし空間）を設け、ボランティア間の交流に便宜を与えてゆくことなどが考えられるだろう。

図：ボランティアの活動支援の3層構造



#### 4 関係機関との連携について

【参考：動物愛護センター懇談会報告書（平成25年3月）から抜粋】

#### IV. 動物愛護センターの再編整備について

##### (3) 関係機関との連携

川崎市と現在の動物愛護センターがこれまで築いてきた獣医師会やボランティアとの良好な協力関係を今後も維持発展させつつ、関係諸機関との連携を図ってゆくことが望ましい。

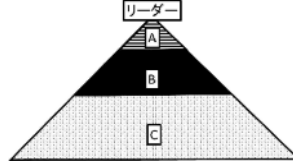
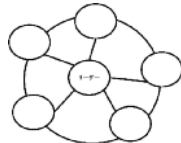
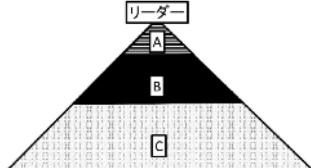
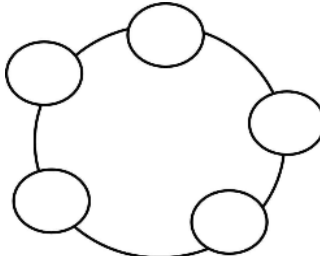
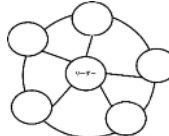
とくに獣医師会とのより積極的な協力関係を築き、新センターと獣医師会の相互にとって利益がある関係を作るべきである。たとえば、獣医師会にとっても参考になる動物愛護・適正飼養の要請にこたえる模範的でスタンダードな設備を新センターが備え、同時に当該設備を十分に使いこなすための専門知識を獣医師会が提供することで、一種の互惠関係を築くことができる。また、新センターは、動物や教育に関わる大学生や専門学校生のインターシップなどの研修の場としても積極的に開いてゆく。

##### (4) 運営管理

動物愛護センターの事業の中には、市が直接実施すべき事業と民間への委託が可能な事業を分けることができる。新センターで実施する事業を具体的に構築していく中で、獣医師会などとも協議しながら、専門業者への業務委託や、市民団体等との連携・協働のあり方について検討する。

たとえば、基幹業務は行政職員で対応しても、犬のしつけや飼養管理など民間の専門家にまかせたほうが良い業務はその内容をはっきりさせたうえで民間委託を検討し、その周りをボランティアが緩やかに取り巻き補助するという運営体制が理想である。

また、新センターのランニングコストを考慮し、税金以外の資金の調達、具体的には市民や企業からの寄付を受け入れる方策（たとえば基金制度の創設など）を積極的に検討する。

	ボランティア	研修	組織図等
センター業務支援ボランティア	<p>○普及啓発支援ボランティア  (1)いのち・MIRAI教室等支援ボランティア  (センターガイドボランティア・来所型授業手伝いボランティア、出前授業手伝いボランティア、動物介在活動支援ボランティア)  (支援内容) センター案内のコンシェルジュや小学生等の来所型授業のお手伝いを皮切り(C)に、小学校等へのいのち・MIRAI教室等出前授業へのお手伝い(B)や動物介在活動への参加(A)などのボランティア</p> <p>(2)啓発物作成ボランティア  (ポスター等作成ボランティア、動物の写真撮影ボランティア)  (支援内容)センター広報物や、譲渡動物の写真の撮影等のボランティア</p>	<p>全体○接遇研修・センターの動物福祉の考え方と取扱い研修</p> <p>(1)川崎市における動物愛護普及啓発事業について  プログラム説明・補助方法の講座  動物介在活動の場合は動物の適正や取り扱い等その後、面接等で判断する</p> <p>(2)啓発物作成ガイドセミナー、動物の写真の撮り方講座</p>	<p>(1)</p>  <p>(2)</p> 
	<p>○飼養管理支援ボランティア  (支援内容)  (1)成猫飼養管理支援  (猫の譲渡情報作成ボランティア、成猫の慣らしボランティア)  (支援内容) 猫の譲渡情報作成のお手伝い(C)を皮切りに、譲渡猫の慣らし、掃除や部屋のセッティング(B)や攻撃性の高い猫への慣らしや行動学に基づく相性診断、トレーニングなど(A)などに参加いただくのボランティア</p> <p>(2)子猫飼養管理支援  (子猫の哺乳ボランティア)  (支援内容)哺乳猫の飼養管理を支援いただくボランティア</p> <p>(3)成犬飼養管理支援  (成犬の譲渡情報作成ボランティア、成犬飼養管理支援ボランティア)  (支援内容)譲渡犬の譲渡情報作成のお手伝い(F)を皮切りに、老犬(E)やシニア犬(D)、比較的落ち着いた犬(C)の飼養管理支援や、ドッグトレーナーや行動診療を行っている獣医師には、問題行動のある犬(B・A)などの飼養管理等へ支援をいただくボランティア</p> <p>(4)譲渡会運営支援  (譲渡会運営ボランティア)  (支援内容)譲渡会に事前準備や設営、運営、片付けなどを支援いただくボランティア</p>	<p>全体○接遇研修・センターの動物福祉の考え方と取扱い研修・法令施策研修</p> <p>(1)成猫の行動学研修・成猫の飼養管理方法研修  その後、来所可能ペースや面接等で判断する。</p> <p>(2)子猫の飼養管理方法研修・疾病感染症対策研修  その後、来所可能ペースや面接等で判断する。</p> <p>(3)犬の行動学研修・犬の飼養管理方法研修  その後、来所可能ペースや面接等で判断する。</p> <p>(4)来所可能ペースや面接等で判断する。</p>	<p>(1)、(3)、(4)</p>  <p>(2)</p> 
	<p>○庁舎管理支援ボランティア  植栽等清掃支援  (クリーンアップボランティア)  (支援内容)センター庁舎内外の維持管理を支援するボランティア</p>	<p>センターの動物福祉の考え方と取扱い研修、接遇研修、植栽研修  その後、面接等で判断する。</p>	

## 川崎市動物愛護センターホームページバナー広告について

### 1 掲載ページ

動物愛護センターホームページ

<http://www.city.kawasaki.jp/shisetsu/category/39-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

### 2 トップページアクセス数

6,492 件／月（平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月の平均値）

### 3 広告料

1 か月につき 3,000 円（1 枠、税込）

（広告料は、保護動物たちへの支援となり、企業の社会貢献にもつながります。）

### 4 枠数

10 枠 ※原則として先着順とします。

### 5 規格

川崎市バナー広告標準規格

(1) サイズ 縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル

(2) 画像形式 GIF(アニメ不可)、JPG、PNG

(3) 容量 20KB 以内

### 6 募集期間

平成 29 年 11 月下旬～平成 30 年 2 月末

### 7 掲載期間

平成 30 年 4 月 1 日から掲載を開始予定

### 8 手続方法

(1) 応募者は、掲載開始希望月の前月 5 日までに、動物愛護センターホームページバナー広告掲載申込書等に必要事項を記入の上、川崎市動物愛護センターに持参か郵送にて提出してください。

- (2) 川崎市動物愛護センターは広告掲載の可否を決定し、応募者に対し結果を通知し、広告掲載承諾書や納入通知書等を送付します。
- (3) 応募者は掲載開始希望月の前月 20 日までに、広告掲載承諾書に必要事項を記入の上、川崎市動物愛護センターに提出し、その後、納入通知書により期日までに広告掲載料を払い込んでください。
- (4) 応募者は、広告掲載開始 5 日前までに、バナー広告画像を川崎市動物愛護センターに提出してください。

## 9 注意事項

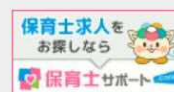
- (1) 画像は各自作成して下さい。
- (2) 広告内容及びデザインについては、修正をお願いする場合があります。
- (3) 広告募集及び掲載については、川崎市広告掲載要綱、川崎市広告掲載基準、川崎市ホームページ広告取扱要領、川崎市ホームページバナー広告表現ガイドライン等に基づき実施します。

ホームページ例（ホットこそだて・たかつ）



バナー広告拡大

バナー広告（広告をクリックすると別ウィンドウを開いて外部サイトへリンクします）





## ひと♡どうぶつMIRAIプロジェクト

報道発表資料



### 川崎市動物愛護センターへ

## ペットフードを提供いただけることになりました！

川崎市と日本ヒルズ・コルゲート株式会社は、「ひと♡どうぶつMIRAIプロジェクト」の一環として、次の通り連携・協働を実施することとなりました。それに伴い、本日日本ヒルズ・コルゲート株式会社副社長の安岡幸徳氏が市長を表敬訪問しました。

#### (1) 川崎市動物愛護センターへのペットフードの提供

「ペットフードの寄附に関する合意書」の締結  
動物愛護センターの収容動物の飼養管理の  
支援として、定期的にペットフード等を提供  
していただくことになりました。



高消化性フードを食べるセンター収容猫

#### (2) 研修会等への講師派遣

川崎市、かわさき犬・猫愛護ボランティア協働研修会

日時・場所 2月24日(土) 14時～16時 高津区役所5階会議室

題名 「猫の行動学～猫の気持ちを知るヒント～」

講師 入交 眞巳 氏 (獣医師・日本ヒルズ・コルゲート株式会社)

※ご好評につき、定員になりましたので、募集は締め切らせていただいております。

#### (3) 動物愛護事業への支援

更なる動物愛護事業への連携を検討します。

#### 【福田市長コメント】

動物愛護センターの動物が必要としているフードを提供いただくことは、ありがたいことです。

新しいセンターに向けての良い連携となりました。

今後も、ペットの終生飼養・いのちの大切さ等の普及啓発について、御協力いただければと思います。



#### 【日本ヒルズ・コルゲート株式会社

安岡 幸徳副社長コメント】

動物愛護センターでの新しい飼い主を待つまでの間の健康維持に寄与し、譲渡後のペットと飼い主様の幸せに貢献できればと思います。

#### 【問合せ先】

川崎市健康福祉局保健所  
動物愛護センター 小倉

電話 (044) 766-2237



## ネーミングライツの募集について（案）

### 1 経緯

本市では、「市有財産を有効活用するための基本方針」に基づき、市有財産を媒体とした広告事業等を推進することにより歳入の確保を図っており、一定の成果を得ているところです。

今回、動物愛護センターの再編整備に当たり、多様な主体との連携協力の1つとして、ネーミングライツを導入することにより、企業名等を幅広くPRすることができるると同時に、施策の財源となり、保護動物たちへの支援となり、企業の社会貢献にもつながります。

### 2 対象

ネーミングライツの対象は、研修室・行動観察室（猫）・譲渡猫室・猫との集いのエリア・適正飼養啓発室・学習ギャラリー等の各室等とし、施設全体に対しては、愛称を募集します。

諸室	面積（m <sup>2</sup> ）	目的
研修室	126	動物取扱責任者研修会や小学校来所授業などを行うスペース
行動観察室（猫）	12	一般的な家庭の居室を設置し、猫の行動を見ながら新しい飼い主とのマッチング及び指導するスペース
譲渡猫室	42	譲渡対象となる猫を飼養しているスペース
猫との集いのエリア	21	猫を観察し地域交流や喫茶ができるスペース
適正飼養啓発室	73	動物愛護教室やしつけ方教室（動物あり）などを行うスペース
学習ギャラリー	81	動物に関する図書や児童・生徒等の作品展示等のスペース

### 3 実施方法

- （1）募集（平成30年4月下旬 2週間程度）  
公募による企業募集を行います。
- （2）庁内選定資料作成（平成30年5月 1か月）  
応募資料等から選定委員会へ提出する資料作成します。
- （3）選定委員会（平成30年6月上旬）  
選定委員会を開催のうえ、審査を行い、優先交渉権者を決定します。

(4) 契約締結等（平成30年8月下旬）

選定後、業者と契約内容を調整し、契約を締結する。また、適宜議会報告及び報道発表を行います。

**4 導入事例**

(1) 京都市 ドッグラン 契約会社 日本ヒルズ・コルゲート株式会社  
契約料 年額 50万円

(2) 川崎市 川崎富士見球技場 契約会社 富士通株式会社  
契約料 年額 1千万円

(3) 川崎市 下平間歩道橋 契約会社 菊地眼科クリニック  
契約料 年額 30万円

(4) 川崎市 高津小学校前歩道橋 契約会社 (株)ストーンズ  
契約料 年額 30万円

(5) 川崎市 富士見歩道橋 契約会社 神奈川県川崎競馬組合  
契約料 年額 30万円

## かわさき犬・猫愛護ボランティア設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年川崎市条例第21号）第18条に規定するかわさき犬・猫愛護ボランティア（以下「愛護ボランティア」という。）の設置のため必要な事項を定めるものとする。

### (定数)

第2条 愛護ボランティアの定数は、140名程度（各区20名程度）とする。

### (登録)

第3条 愛護ボランティアは、次の要件を満たす者とする。ただし、第3号について受講する必要がないと認めた場合は、講習会の一部を免除することができる。

- (1) 川崎市内在住の18歳以上の者
- (2) 川崎市が推進する適正飼養及び動物愛護精神の普及啓発に協力できる者
- (3) 川崎市が主催する愛護ボランティア講習会を修了した者

2 愛護ボランティアの登録については、健康福祉局保健所動物愛護センター（以下、「センター」という。）が行うものとする。

### (登録期間)

第4条 登録期間は、2年とする。ただし、再登録を妨げない。

2 健康福祉局長は、前条の規定に該当しなくなったとき又は必要があると認めるときは、登録を抹消することができる。

### (講習会及び研修会)

第5条 第3条第1項第3号に規定する愛護ボランティア講習会の内容については、次のとおりとする。

- (1) 犬、猫等の生態と行動学について
- (2) 犬、猫等の適正飼養について
- (3) 犬、猫等に関する法律について
- (4) 愛護ボランティアの目的、活動内容及び組織等について

2 その他愛護ボランティアの知識の向上等必要と認める場合は、随時、研修会を開催するものとする。

### (活動内容)

第6条 愛護ボランティアは、次に掲げる活動を自主的に行う。

- (1) 犬、猫等の適正飼養及び動物愛護思想の普及啓発
- (2) 犬、猫等の譲渡し制度への協力
- (3) センターの業務支援・運営協力

(4) 災害時における、川崎市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に係る協力

(5) その他川崎市における人と動物が共生する社会の実現に寄与する活動(育成等)

第7条 制度の円滑な推進を図るため、センターは、愛護ボランティアの育成等を行い、各区役所保健福祉センター衛生課は、地域における活動の支援、助言等を行うものとする。

(庶務)

第8条 愛護ボランティアの庶務に関することについては、センターが行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は平成11年11月1日から施行する。

附 則 (平成11年川健生第1071号) 抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年川健生第1235号) 抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年川健生第121号)

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年川健生第328号)

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年川健生第1818号)

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年川健生第56号)

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年川健生第570号）

（施行期日）

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年8月23日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。